

警 察 署 協 議 会 会 議 録

八幡西警察署協議会

開催年月日時	令和2年2月12日 午後4時00分 から 令和2年2月12日 午後5時45分 まで	
開催場所	八幡西警察署 3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下15名
	警察署	署長、副署長、刑事管理官、総務課長、 留置管理課長、会計課長、生活安全課長、 地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長、黒崎警部交番所長、 事務局（2名）
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>本日は足元の悪い中をお集まりいただき、ありがとうございます。 この場をお借りして、皆様に御報告させていただきます。 1月下旬に全ての警察署協議会会長が集まって協議する会議があり、私が参加してまいりました。 その際の資料をあらかじめお配りしていますので、他の警察署協議会がどのような活動をしているのか参考にさせていただきたいと思えます。 会議では、まず福岡県警察の側から今年の三大重点目標等の報告があり、その後、3つの警察署協議会から活動内容等の発表がありました。 今回は南警察署、若松警察署、嘉麻警察署から報告がありましたが、警察署協議会毎に活動内容は異なっており、地域の特性に合わせたものとなっております。 しかし、これだけは全警察署の協議会に言えることですが、警察署協議会が警察をバックアップするために活動している状況は、どこも変わりはありません。 八幡西警察署協議会も表立っての大きな活動は少ないですが、他の協議会に負けないで活発な意見を出し合い、警察に申し上げることで役立っていきたいと思っております。 ただ、八幡西警察署の活動等を外部に広報していくという点については、まだまだ広げていけると思っておりますので、委員の皆様には、今後の警察活動に関する広報に努めていただければと思います。 本日も活発な意見をよろしくお願いします。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>本日は天候の悪い中、八幡西警察署協議会に御参加いただき、ありがとうございます。 本日は年が明けて最初の協議会になりますので、昨年を取組として、八幡西警</p>		

議 事 概 要

察署の10大ニュース等を報告させていただきます。

私は昨年 of 年頭の挨拶で、「暴力団対策」と「身近な犯罪の抑止」を最重点に取り組むと公言しましたので、その結果について説明させていただきます。

まず、犯罪抑止ですが、昨年 of 八幡西警察署 of 犯罪発生件数は790件です。

平成14年がピークでしたが、当時と比較して9割近く減少しており、ここ2年間では32%減少しています。

特に、空き巣や自転車盗等の市民の皆様にとって最も「身近な犯罪」については、昨年 of 発生件数は189件と、この2年間で半減しています。

これらの結果については署員の頑張りもありますが、何よりも地域の皆様による様々な防犯活動のお陰によるものと感謝しております。

次に、暴力団対策についてです。

昨年は管内 of 暴力団組織 of トップを逮捕したほか、平成24年に連続発生した黒崎飲食店に対する襲撃事件 of 関係者である工藤會系 of 組長2名を含む、計8名を検挙しました。

その他、資金源対策として覚せい剤等でも多数検挙したほか、工藤會 of 弱体化の隙をぬう様にして管内で犯罪を起こした半グレ集団をことごとく逮捕して壊滅させました。

もう一つ大きな活動として、暴力団排除活動を精一杯やってきました。

みなさんも御存知のとおり、11月に開催された「八幡西暴力追放総決起大会」において、暴力団等 of 排除に関する協定を結びました。

この協定 of 特徴は、八幡西区 of 官公庁、住民、企業、団体等 of 代表者63名と警察署長である私が協定を結んだことですが、協定 of 目的は暴力団排除ではなく、あくまでも街 of 活性化にあります。

まず、暴力団を排除して街 of 安全・安心を確立し、その礎の下に賑わいを取り戻し、更に街 of 活性化に繋げようとする内容です。

これは、全国 of 暴力団排除 of 在り方を変える様な先進的な内容であります。

今後も徹底した取締りと併せまして、この協定を基にした趣向を凝らした暴力団排除活動をやっていくつもりであります。

他にも繁華街対策について触れさせていただきます。

先日、八幡 of 繁華街 of 魅力ある街づくりを目的に、私と区長、二つの飲料組合長 of 4団体で協定を結びました。

黒崎繁華街における治安向上と賑わいづくりを目的としたものです。

その中の対策として、客引き対策があります。

当署は、昨年から相当数の客引き行為を検挙、又は指導をしてきましたが、この協定を契機に更に取り締りを強化するため、先週も取締りを実施し、3人を現行犯逮捕しました。

今後も、客引き行為は看過しないという強い姿勢で取り組んでいきます。

女性が夜に一人でも安心して歩けるような安全・安心、そして賑やかな繁華街にするため、精一杯取り組んでいく所存であります。

以上、昨年 of 取組結果について御報告させていただきました。

今年も全署員一丸となって八幡西 of 安全・安心 of 更なる向上に向けて精一杯努め

議 事 概 要

てまいりますので、皆様の益々の御支援をお願いします。
本日は忌憚りの無い御意見をよろしくお願いいたします。

【報告事項等】

- 1 八幡西暴力追放総決起大会における実施報告
- 2 令和元年八幡西警察署10大ニュース
- 3 特殊詐欺に係る手口及び防止対策

【質疑応答】

- 委員から、「詐欺について具体的にどのように広報を行っているのか。また、ニセ電話撃退機「まっ太フォン」は、改めて電話機を購入しなければいけないのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「広報については、ポスターの貼付やチラシの配布、高齢者が集まる集会等に積極的に出向いて防犯講話を行っている。また、民生委員等に対し、高齢者宅を訪問する際に防犯指導していただくよう依頼している。その他にも、福岡県警では「ニセ電話気づかせ隊」というものを運用している。これは誰でも参加することができ、会員は年4回、県警から詐欺の手口などが掲載されたチラシが送付され、その情報を基に会員に防犯、広報活動を行っていただいている。ニセ電話撃退機「まっ太フォン」については、県警からの貸出用電話機については全て貸出中であるため、各自で購入していただいている。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話詐欺の被害は高齢者が多いと聞いたが、被疑者らはどのようにして被害者らの電話番号や所持金を調べているのだろうか。また、被疑者からの連絡が固定電話に架かってきた場合は着信番号が残ると思うが、そこから捜査はできないのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「電話の会話の中で、被疑者が所持金額などを上手く聞き出しているようである。着信番号については、ほぼ非通知で架かってくるため、捜査が困難であることが多い。」旨の回答があった。また、署長から、「電話番号についても、例えば同窓会名簿等を入手して調べ、架電したりしている。」旨の回答があった。
- 委員から、「ニセ電話撃退機「まっ太フォン」の価格はどれくらいか。また、利用者数はどれくらいいるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「1万5千円から2万円程度で販売されているようである。これらは企業が販売しているため、利用者数については正確に把握していない。」旨の回答があった。
更に、委員から、「区役所等と協力する必要はあると思うが、介護認定されている方々に対し、介護費用の補助制度を利用したレンタル制度などを考えてみてはどうか。」旨の意見があり、生活安全課長から、「今後の参考とさせていただきます。区役所等と相談していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から、「以前、「口座が不正利用されている可能性がある」との電話が架

議 事 概 要

かってきた。これらが詐欺かどうか、どのように判断すればいいだろうか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「身に覚えのない通知や非通知による電話は詐欺の可能性が高いため、対応しなくてもいい。」旨の回答があった。

- 委員から、「現在、キャッシュレスでの支払いが多くなっているが、不正利用等の被害が心配である。もしも身に覚えのない支払い請求等があった場合、どこに相談したらいいだろうか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「相談場所としては、消費生活センターなどがある。また、警察に相談していただいてもいい。」旨の回答があった。
- 委員から、「非通知電話は犯罪の可能性が高いと言われているが、高齢者にはあまり周知されていないように感じる。そこで、警察からも非通知電話への対応を更に指導していただきたい。」旨の要望があった。
- 委員から、「最近コンビニで販売されているプリペイドカードを利用した、若年層に対する犯罪被害が多いと聞いた。若年層らに対する被害防止対策は取られているのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「学生らに対するサイバー犯罪関連の防犯教室等で指導を行っている。また、コンビニエンスストアに対しても、年末の金融機関警らなどの機会を利用して注意喚起を行っている。」旨の回答があった。
- 委員から、「未成年を対象とした詐欺等の手口があれば教えて欲しい。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「ゲームのアイテムを騙し取られたという被害は発生しているが、昨年は、管内において未成年を対象とした詐欺事件は発生していない。現在は、SNSを介して被害に遭う事件が多いため、SNSの適正な利用についての指導を重点的に行っている。」旨の回答があった。
- 委員から、「来客者との揉め事や、当店を装った詐欺メールが客に送信される等、日々様々な出来事が発生しているが、今後も常に警察の方々と連携し、適正に対応していこうと思っている。今後とも御協力をお願いする。」旨の意見があった。
- 委員から、「小学校近くの交差点に歩者分離式信号が設置されているが、小学生が斜め横断をしている。これは違反に当たるのか。また、もしも違反であるなら、警察から小学生らに対して指導・教育してもらうことはできないか。」旨の質疑があり、交通課長から、「斜め横断は違反となる。当署では小学生らに対し交通教室等を実施しているため、そのような機会を利用して指導していく。」旨の回答があった。また、委員から、「我々も学生の登校時に横断歩道に立っている。そのような時に、皆で指導していくことも大切だと思われる。」旨の意見があった。
- 委員から、「高齢者宅に対する新聞などの強引な勧誘が多発していると聞いている。どのように対処すればいいだろうか。」旨の質疑があり、署長から、「そのような場合は、110番通報していただきたい。ただ、ニセ電話詐欺被

議 事 概 要

害についても同様に、被害に遭うのは独居の高齢者が多い。強引な勧誘も含めてこれらの問題は、独り暮らしの高齢者等に対して声掛けを行うなど、民生委員等や近隣住民も含め、地域全体で取り組んでいかなければいけない問題である。」旨の回答があった。

- 委員から、「以前、知人が帰宅中に不審な男から声を掛けられ、車に連れ込まれそうになったと逃げて来た。その時は、私が車で自宅まで送ったのだが、捜査等の観点から110番すべきだったと反省している。時間が経った後でも、防犯カメラなどで捜査は可能だろうか。」旨の質疑があり、署長から、「確かに、そのような場合には110番してもらうことが望ましいと思われる。しかし、現在、数多くの防犯カメラを設置しており、いずれかの防犯カメラに記録される場合が多いため、車のナンバー等から追跡捜査をすることも可能である。事後でも構わないので、通報していただければしっかりと捜査し、また防犯活動を行っていきたいと思う。」旨の回答があった。
- 委員から、「一般客から施設内に設置している防犯カメラの開示を求められることがある。現在は、肖像権等を理由として開示していないが、どのように対応したらいいだろうか。」旨の質疑があり、刑事管理官から、「防犯カメラについての取扱いについては、個人情報保護関係法令等で制定されている。防犯カメラの映像も一般にこれら法令で個人情報に該当すると考えられ、これらは捜査等を目的として公の機関へ提出する場合や、公益性が高いと判断された場合等は提供が可能となっている。様々な状況があるため一概には言えないが、個人間での提供は難しいと思われるため、それらを踏まえて対応していただければいいと思われる。」旨の回答があった。
- 委員から、「黒崎駅構内の階段に居座り、煙草を吸う者がいたため駅員が注意したが、解決しなかった。そのため警察に相談すると、すぐに最寄の交番から警察官が来てくれた上、翌日からパトロールをしてくれた。このように、今後も警察と連携を取り合っていきたいと思っているため、御協力をお願いします。」旨の意見があった。
- 委員から、「客引き行為というのは、具体的にどのような行為が違反となるのか。」旨の質疑があり、生活安全課長から、「接待を伴う店への呼び込みなどを客引き行為として取り締まっている。」旨の回答があった。

【閉会】